

ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切に、明るい南阿蘇村をつくりましょう。

人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回も、「子どもの虐待」についてお伝えします。

子どもの虐待とは？

今回は、「ネグレクト」について紹介します。

「ネグレクト」

ネグレクトは、保護の怠慢、養育の放棄・拒否などと訳されています。保護者が、子どもを家に残して外出する、食事を与えない、衣服を着替えさせない、登校禁止にして家に閉じ込める、無視して子どもの情緒的な要求に応えない、遺棄するなどを指し、育児知識が不足していてミルクの量が不適切だったり、パチンコに熱中して子どもを自動車内に放置する、なども入ります。乳幼児や、年齢の低い子どもに起こりやすく、安全や健康への配慮が著しく欠けたために子どもが死に至るケースもあります。病气なのに病院に連れて行かない、医療ネグレクトも存在します。

事例①

夫に借金があるのがわかり、息子が6カ月になったころから、泣き声が耳に付き、だんだんうるさくなりました。息子は良い子なのに、私はミルクをあげるのおっくうで、お腹がすいて泣くのを放っておくのです。息

子は泣き疲れて、指をしゃぶりながら眠ってしまいます。申し訳なさから涙が出るのですが、また、同じことをしてしまうと二重人格の私がいきました。

事例②

2人の子どもがいますが、上の子を、うまく愛せませんでした。下の子と同じように、かわいがることも、抱き寄せてやさしくしてあげることもできません。側にいられただけでイヤな気分になったりすることもあります。

今のままでは上の子どもは精神的な面で将来大きな傷になりそうです。どういうふうな育児をしていいのか全然見当もつきません。



「虐待」と「しつけ」の違い

「児童虐待の防止等に関する法律」により、子ども虐待の定義は、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクトとなりました。しかしこの定義が明らかになっても、なお、子ども虐待とは何ぞやと、考えさせられる場面があります。それは、「虐待」と「しつけ」の違いです。「虐待」と「しつけ」。この

二者間には、しっかりと線引きできないグレーゾーンが存在しますが、多数の事例に関わってきた福祉、保健関係者や精神科医、小児科医などが言うように「子どもが耐え難い苦痛を感じることであれば、それは虐待である」と考えるべきでしょう。

保護者が子どものためだと考えていても、過剰な教育や厳しいしつけによって子どもの心や体の発達が阻害されるほどであれば、あくまで子どもの側に立って判断し虐待と捉えるべきでしょう。

※多くのケースでは、保護者が子育てに苦労されている現実がありますから、その気持ちや気持ちを大事に考えることも大切です。

村民みんなで「ハートがたくさんの村」をつくりましょう。